電子提供措置の開始日　2026 年 11 月 25 日

第 26 回定時株主総会招集ご通知
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

［株主総会参考書類］　「第 1 号議案　合併契約承認の件」のうち、「3. 会社法施行規則第 191 条各号（第6号及び第7号を除く。）に定める事項の内容の概要」の「（3）シルバーエッグ・テクノロジー㈱の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

（2025 年 10 月1日から 2026 年9月 30 日まで）

株式会社イルグルム

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

第 28 期　事業報告

（ 2025年1月1日から
2025年12月31日まで ）

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

事　業　報　告

（2025年1月1日から
2025年12月31日まで）

1.　会社の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における経営環境は、企業の業務効率化やサステナビリティ対応に向けたIT需要が底堅く推移しました。加えて、クラウドや生成AIを活用した競争力強化への投資も活発であり、大企業においては実装段階への移行が進んでおります。国内のデジタルマーケティング市場規模は、事業者売上高ベースで2024年に3,672億4,000万円、2025年には前年比14.1%増の4,190億2,000万円（出典:（株）矢野経済研究所「デジタルマーケティング市場に関する調査（2025年）」（2025年7月18日発表）注:市場規模はMA、CRM、CDPに関するデジタルマーケティングツールを対象として算出）へと大幅な成長が見込まれます。また、2024年から2028年までの5年間において、年平均成長率（CAGR）は13.8%で推移すると予測（2024年の実績値と2028年の予測値は（株）矢野経済研究所の上記出典データを採用し、CAGRは当社にて独自に計算）されており、当社が事業を展開している国内のEC市場規模の拡大も継続しております。

このような環境下において、当社は2025年3月に公表した中期経営計画において、「データとAIの融合で業界を変革するAIマッチングソリューションのリーディングカンパニー」となることを長期ビジョンとして掲げるとともに、当事業年度は「AIマッチングソリューション基盤の拡張」を主要な経営方針としており、当事業年度における取り組み事例は次のとおりです。

既存事業におきましては、主軸であるレコメンデーション技術を核として、販売戦略の多角化およびサービス付加価値の向上に注力いたしました。販売戦略においては、外部プラットフォームとのパートナー連携を強力に推進しております。2025年2月には、トライベック株式会社のマーケティングプラットフォーム「HIRAMEKI XD」に対し、当社のAIリアルタイム・レコメンドメールサービス「レコガゾウ」の提供を開始いたしました。同年6月には、CMS領域における多様な顧客ニーズに対応するため、ハートコア株式会社とOEM提携を締結いたしました。これにより、ウェブサイトの設計・構築段階といった上流工程から当社のパーソナライゼーション技術を組み込むことが可能となりました。ユーザーの流入初期段階から体験の最適化を実現することで、新たな市場機会の創出と競争優位性のさらなる強化に努めております。

サービス面におきましては、顧客の事業成長を直接的に支援する施策を積極的に展開いたしました。2025年3月には、専門アナリストが多角的なデータ分析に基づき改善策を提案するプレミアムサポート「シルバーエッグ・サービスプラス」の提供を開始し、ECビジネスにおける顧客生涯価値（LTV）の最大化を支援する体制を構築いたしました。

技術開発におきましては、2025年9月に次世代AI技術「コンテキスト・インテリジェンス」をリリースいたしました。本技術は、従来の購買履歴のみに依存しないリアルタイムなアプローチを可能とするものであり、新規顧客に対する体験の最適化や、多様化するデバイス間での一貫したユーザー体験の提供など、EC事業者が直面する高度な課題解決に寄与しております。

加えて、データアナリストグループの体制強化を通じて、専門性の高い情報発信にも注力いたしました。2025年11月のアパレル業界向け市場レポートの公開に続き、2026年1月には人材・求人市場を対象とした調査レポートの公開を予定しております。こうした知見の共有を通じて、業界内における当社のプレゼンス向上を図るとともに、独自の付加価値訴求による持続的な顧客基盤の拡大に努めております。

新領域事業におきましては、大規模言語モデル（LLM）をはじめとする生成AI技術を活用した新規サービスの立ち上げ、および特定業種向けDX（デジタルトランスフォーメーション）支援を軸に事業を推進いたしました。

2025年8月には、生成AI活用の知見を結集した人材発掘AIエージェントサービス「RecoTalent」を正式にリリースいたしました。本サービスは、第一弾としてソフトウェアエンジニア職に特化し、AIが外部の多様なデータソースを横断的に分析することで、企業の募集要件に合致する潜在候補者の自動発掘を可能にするものです。高精度なスコアリング機能に加え、バイアスを排除した客観的な評価根拠の可視化を実現しており、採用プロセスの変革と抜本的な効率化に寄与しております。同年10月には、候補者ごとに最適化されたスカウト文面を自動作成する「AIコンタクト文面生成機能」を実装し、採用担当者の業務負荷

軽減と返信率の向上を同時に実現いたしました。今後の展開といたしましては、2026年1月に営業や管理部門、クリエイティブ職等への対応職種の拡大を予定しており、これにより対象市場のさらなる拡大と採用DXの加速を図ります。

また、DXシステム開発におきましては、建設業界向けの案件に継続的に取り組み、2025年11月に当該システムの納品を完了いたしました。今後も当社が培ってきた高度なAI技術と開発力を融合させ、幅広い産業分野における社会課題の解決に貢献してまいります。

このような状況において、当事業年度の営業収益は一部顧客の解約等に伴い、1,045,696千円(前年同期比14.9%減)となりました。減収の影響に加え、次年度以降の収益源の拡大に向けた投資の結果、営業損失は28,178千円(前年同期は営業利益65,779千円)、経常損失は26,628千円(前年同期は経常利益66,249千円)、当期純損失は47,430千円(前年同期は当期純利益30,304千円)となりました。

なお、当社は、レコメンデーションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度は、768千円の設備投資を行いました。その内容は、ノートPCの取得によるものです。

⑵ 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 (2022年12月期)	第 26 期 (2023年12月期)	第 27 期 (2024年12月期)	第 28 期 (2025年12月期) (当事業年度)
営　業　収　益 (千円)	1,241,200	1,257,336	1,229,202	1,045,696
経常利益又は経常損失(△) (千円)	78,212	95,553	66,249	△26,628
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	122,996	59,100	30,304	△47,430
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	41.46	19.92	10.21	△15.93
総　資　産 (千円)	1,463,525	1,505,302	1,521,525	1,449,468
純　資　産 (千円)	1,318,875	1,377,976	1,420,239	1,382,166
1株当たり純資産額 (円)	444.53	464.45	474.74	458.80

(注)1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を除く)により算出しております。

2. 第25期までは企業集団の財産及び損益の状況も記載しておりましたが、第26期より非連結決算に移行したことから当社の財産及び損益の状況のみを記載しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

2025年11月14日付で当社が公表した「株式会社イルグルムによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式会社イルグルム(以下「公開買付者」といいます。)は、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2025年11月17日から2026年1月6日までの31営業日を公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)とする本公開買付けを実施いたしました。また、本公開買付けの結果、公開買付者は、2026年1月14日付で、当社株式1,864,500株(所有割合:62.63%)を所有するに至りました。

当社は以下の観点から、本取引が企業価値向上に資するものと認識しております。また、これらを本公開買付後に取り組むべき経営課題と位置づけております。

①公開買付者のコマース支援事業におけるEC構築のオープンプラットフォームである「EC-CUBE」に当社レコメンドサービスをバンドルすることで、当社の販売網の拡大が見込まれます。具体的には、これまで、当社のサービス提案の際に、顧客が利用しているプラットフォームにより、当社サービスの提供の可否を利用者側で確認する必要がありましたが、「EC-CUBE」に当社レコメンドサービスをバンドルすることにより、利用者側での当社サービスの提供の可否の事前確認が不要となり、「EC-CUBE」を導入している全ての利用者へのアプローチが可能となり、その結果として当社のサービスの販売機会が増えるものと想定されます。

②公開買付者のマーケティングDX支援事業のアドエビスやアドエビス・キャンペーン・マネージャーの活用により、当社における既存顧客へのハンズオンコンサルティング(注)において、効果測定という視点からより有益なコンサルティングサービスを当社のお客様へ提供することが可能になると考えております。その結果、当社のアップセルや解約抑制に寄与し、当社とお客様との間で、より深い関係を築くことが可能となり、当社の顧客基盤の拡大に寄与するものと考えております。

(注)伴走型支援サービスとも呼ばれるサービスで、利用者に寄り添って、利用者の課題解決を支援するコンサルティングサービス。

③販売面では、当社の売上収益の90%以上が直販で構成されている状況について、公開買付者の販売代理店網を利用するとともに、公開買付者の販売代理店構築ノウハウを活用することで、当社においてより多くのお客様にアプローチすることができると考えております。

⑸ 主要な事業内容(2025年12月31日現在)

AI(人工知能)をベースにしたWebマーケティングサービスの開発・提供

⑹ 主要な営業所(2025年12月31日現在)

名称	所在地
本社	大阪府吹田市
東京オフィス	東京都港区

⑺ 使用人の状況(2025年12月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47名	△3名	41.6歳	5年5カ月

(注)上記使用人数は、就業人数でありパート・アルバイトは含んでおりません。

⑻ 主要な借入先の状況(2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

⑼ その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年2月20日開催の臨時株主総会において、2026年3月25日を効力発生日として株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更を付議する旨を決議いたしました。なお、本株式併合により、公開買付者である株式会社イルグルム及びトーマス・アクイナス・フォーリー氏以外の株主が所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

また、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年2月20日から2026年3月22日まで整理銘柄に指定された後、2026年3月23日をもって上場廃止となる予定です。

内容の詳細につきましては、計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の株式に関する事項(2025年12月31日現在)

⑴ 発行可能株式総数　　8,000,000株

⑵ 発行済株式の総数　　2,976,942株（自己株式85株を含む）

⑶ 株主数　　934名

⑷ 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
トーマス・アクイナス・フォーリー	1,605,800株	53.94%
株式会社キョウサン	140,000	4.70
NOMURA INTERNATIONAL PLC A／C JAPAN FLOW（常任代理人　野村證券株式会社）	113,100	3.79
焼野　竜介	106,200	3.56
みずほ証券株式会社	105,100	3.53
角田　仁也	74,900	2.51
山崎　康貴	55,200	1.85
絹川　友彦	50,900	1.70
山田　直邦	48,900	1.64
森田　成之	48,600	1.63

(注)持株比率は自己株式(85株)を控除して計算しております。

⑸ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2024年3月28日
新株予約権の数		500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　50,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり127,700 円 （1株当たり1,277円）
権利行使期間		2027年3月29日から2032年3月28日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　　300個 目的となる株式数　30,000株 保有者数　　2名
	社外取締役	新株予約権の数　　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　　2名

（注）新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。

②新株予約権者は、権利行使においても、当社の取締役等の役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	トーマス・アクイナス・フォーリー	CEO
取締役	稲見吉彦	
取締役	フォーリー淳子	大同門株式会社　代表取締役社長 株式会社ランドネット　代表取締役社長 株式会社大同門デジタル　代表取締役社長
取締役	吉崎浩一郎	株式会社グロース・イニシアティブ　代表取締役
取締役	森忠嗣	株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス　社外取締役 株式会社エディオン　社外取締役
常勤監査役	田中守	
監査役	橋本芳則	弁護士法人　啓葉法律事務所　代表社員　弁護士 東洋紙業株式会社　監査役 エヌ・エス・ケー工業株式会社　社外取締役
監査役	津田和義	津田和義公認会計士・税理士事務所　代表 株式会社ブレイントラスト　代表取締役 ヒロセ通商株式会社　社外取締役（監査等委員） 株式会社中山製鋼所　社外取締役（監査等委員） 株式会社JSH　社外取締役 大阪マツダ販売株式会社　社外取締役

（注）1. 取締役吉崎浩一郎氏及び森忠嗣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役橋本芳則氏及び津田和義氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役津田和義氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び全ての子会社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと又は犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	73,073千円 （14,373千円）	66,390千円 （11,700千円）	－千円 （－千円）	6,683千円 （2,673千円）	5名 （2名）
監査役 （うち社外監査役）	13,680千円 （6,000千円）	13,680千円 （6,000千円）	－千円 （－千円）	－千円 （－千円）	3名 （2名）
合計 （うち社外役員）	86,753千円 （20,373千円）	80,070千円 （17,700千円）	－千円 （－千円）	6,683千円 （2,673千円）	8名 （4名）

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年3月30日開催の第17期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

3. 取締役（社外取締役を除く。）の報酬として、2とは別枠で、2020年3月27日開催の第22期定時株主総会において譲渡制限付株式の付与として年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は2名です。

4. 取締役の報酬として、2とは別枠で、2024年3月28日開催の第26期定時株主総会においてストック・オプションとしての新株予約権の付与として年額50,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。

5. 監査役の報酬限度額は、2001年3月27日開催の第2期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

6. 取締役の個人別の報酬等の委任に関する事項

2025年3月28日開催の取締役会にて代表取締役トーマス・アクイナス・フォーリーに取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役吉崎浩一郎氏は、株式会社グロース・イニシアティブの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役森忠嗣氏は、株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス及び株式会社エディオンの社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

・監査役橋本芳則氏は、弁護士法人啓葉法律事務所の代表社員、東洋紙業株式会社の監査役、エヌ・エス・ケー工業株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

・監査役津田和義氏は、津田和義公認会計士・税理士事務所の代表、株式会社ブレイントラストの代表取締役、ヒロセ通商株式会社及び株式会社中山製鋼所の社外取締役（監査等委員）、株式会社JSH及び大阪マツダ販売株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
吉　崎　浩一郎	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
森　　忠　嗣	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に企業経営における豊富な経験と高い見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
橋　本　芳　則	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を必要に応じて述べております。また、監査役会において、高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
津　田　和　義	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を必要に応じて述べております。また、監査役会において、高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

⑴ 名称　有限責任監査法人トーマツ

⑵ 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると考えております。

⑴ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催しております。

② 取締役は、取締役会及び情報の共有を推進することにより、他の取締役の業務執行の監督を実施しております。

③ 監査役は監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を実施しております。

④ 当社は、代表取締役社長をコンプライアンスリスク全体に関する総括責任者として、「リスク管理規程」に基づき、法令及び定款の遵守体制の構築、維持及び整備を実施しております。

⑤ 監査役及び内部監査担当は、情報交換等連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告を実施しております。

⑥ 「内部通報制度運用規程」に基づき、法令違反行為等に対して、社内外に匿名で相談・申告できる「内部通報相談窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築しております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「業務分掌規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存しております。

② 「文書取扱規程」「業務分掌規程」ほか関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図っております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が実施されております。

② 当社は、代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しております。

③ 有事の際は、代表取締役社長が「緊急リスク対策本部」を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっており、またリスク管理体制を明文化した、「リスク管理規程」に準拠した体制を構築しております。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。

② 経営及び業務執行に必要な情報については、ITを活用し迅速かつ的確に各取締役が共有しております。

③ めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役の任期を、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとすることを定めております。

⑸ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役は取締役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置させることができます。

② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

⑹ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会以外にもストラテジーミーティング（経営会議）等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席しており、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる体制を構築しております。

② 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告することとしております。

⑺ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制になっております。

② 会計監査を依頼している監査法人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっております。

⑻ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び使用人全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっております。なお、当社は公益財団法人大阪府暴力追放推進センターに加盟して情報の収集に努めるとともに、暴力的な要求又は不当な要求に対しては警察等の外部関係機関と連携し、組織的に対処できる体制になっております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえ、配当を検討していきたいと考えております。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を想定しておりますが、中間配当を行うことができる旨定款で定めております。

第 28 期　計算書類

（ 2025年1月1日から
2025年12月31日まで ）

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

貸 借 対 照 表

（2025年12月31日現在）

（単位:千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,359,056	流動負債	67,302
現金及び預金	1,173,074	未払金	31,702
売掛金	142,132	未払費用	19,072
前払費用	41,797	未払消費税等	5,567
未収還付法人税等	2,206	契約負債	517
貸倒引当金	△154	預り金	10,442
固定資産	90,411	負債合計	67,302
有形固定資産	19,948	純資産の部	
建物	16,241	株主資本	1,365,791
工具、器具及び備品	3,706	資本金	287,772
無形固定資産	12,161	資本剰余金	272,535
ソフトウェア	11,947	資本準備金	272,535
その他	213	利益剰余金	805,677
投資その他の資産	58,301	その他利益剰余金	805,677
長期前払費用	208	繰越利益剰余金	805,677
繰延税金資産	45,019	自己株式	△193
差入保証金	13,072	新株予約権	16,374
		純資産合計	1,382,166
資産合計	1,449,468	負債及び純資産合計	1,449,468

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2025年1月1日から
2025年12月31日まで ）

（単位：千円）

科　目	金　額	
営業収益		1,045,696
営業費用		1,073,875
営業損失		△28,178
営業外収益		
受取利息	1,529	
その他	22	1,551
営業外費用		
為替差損	0	0
経常損失		△26,628
特別損失		
公開買付関連費用	36,135	36,135
税引前当期純損失		△62,763
法人税、住民税及び事業税	710	
法人税等調整額	△16,043	△15,333
当期純損失		△47,430

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年1月1日から
2025年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	287,772	272,535	272,535	853,107	853,107
当期変動額					
当期純損失				△47,430	△47,430
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	△47,430	△47,430
当期末残高	287,772	272,535	272,535	805,677	805,677

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△193	1,413,221	7,017	1,420,239
当期変動額				
当期純損失		△47,430		△47,430
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	9,356	9,356
当期変動額合計	－	△47,430	9,356	△38,073
当期末残高	△193	1,365,791	16,374	1,382,166

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

1. 主要な事業における主な履行義務の内容

当社はレコメンデーションサービス事業の単一セグメントであり、事業における主な履行義務は当社のシステムを利用し、顧客のサイト上で、クリック及び購買確率を高めるアイテムを表示させることであります。

2. 当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

当社のレコメンデーションサービス事業において、当社のシステムにより推奨されたアイテムを表示させた時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点をもって収益を認識しております。

⑸ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　51,012千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,976,942株

⑵ 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　85株

4. 金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。未払金は、1年以内の支払期日のものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(財務状況や為替等の変動リスク)の管理

定期的に投資先企業の財務状況を入手するとともに、時価や為替レートの変動による影響等を把握し、保有方針の見直しを行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「未払金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,173,074	−	−	−
売掛金	142,132	−	−	−

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	3,674千円
未払事業税	712千円
研究開発費	15,616千円
敷金償却	2,141千円
税務上の繰越欠損金	24,079千円
その他	153千円
繰延税金資産小計	46,377千円
評価性引当金	△1,358千円
繰延税金資産合計	45,019千円

6. 持分法損益等に関する注記

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はレコメンデーションサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
レコメンデーションサービス	1,034,731千円
その他	10,965千円
合計	1,045,696千円

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額　458円80銭

⑵ 1株当たり当期純利益　△15円93銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（株式会社イルグルム（以下、公開買付者）による当社株式に対する公開買付けおよび株式併合による当社株式の非公開化について）

1.公開買付および株式併合の目的

2025年11月14日付で当社が公表した「株式会社イルグルムによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式会社イルグルム（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）及び2024年3月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（行使期間は2027年3月29日から2032年3月28日まで）（以下「本新株予約権」といいます。）の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年11月17日から2026年1月6日までの31営業日を公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

そして、当社が2026年1月7日付で公表いたしました「株式会社イルグルムによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び支配株主（親会社を除く。）の異動に関するお知らせ」（以下「本公開買付結果プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2026年1月14日付で、当社株式1,864,500株（所有割合（注1）：62.63%）を所有するに至りました。

（注1）「所有割合」とは、当社が2025年11月14日に公表した「2025年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（2,976,942株）から、当社決算短信に記載された2025年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（85株）を控除した株式数（2,976,857株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、2026年1月7日現在残存する本新株予約権の目的となる当社株式の数は、本新株予約権の行使期間が到来しないことから、本基準株式数に加算しておりません。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、不応募合意株式（注2）及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の

全てを取得できなかったことから、当社は、公開買付者の要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、2026年1月29日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者のみとするために、下記「2. 株式併合の要旨」の「(2)株式併合の内容」の「② 併合比率」に記載のとおり、当社株式401,450株を1株に併合する株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者及びトーマス氏以外の株主の皆様の所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本取引の経緯の詳細につきましては、本意見表明プレスリリース及び本公開買付結果プレスリリースも併せてご参照下さい。

(注2)「不応募合意株式」とは、2025年11月14日付で、当社の代表取締役であり当社の主要株主かつ筆頭株主であるトーマス・アクイナス・フォーリー氏が所有する当社株式の半数(802,900株、所有割合:26.97%)を言います。

2. 株式併合の要旨

(1)株式併合の日程

本臨時株主総会基準日公告日	2025年12月17日(水)
本臨時株主総会基準日	2026年1月15日(木)
取締役会決議日	2026年1月29日(木)
本臨時株主総会開催日	2026年2月20日(金)
整理銘柄指定日	2026年2月20日(金)
当社株式の最終売買日	2026年3月19日(木)(予定)
当社株式の上場廃止日	2026年3月23日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年3月25日(水)(予定)

(2)株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、401,450株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

2,976,850株

④ 効力発生前における発行済株式総数

2,976,857株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

7株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

28株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及びトーマス氏以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2026年3月23日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月24日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である770円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(定款の一部変更について)

1. 定款変更の目的

(1)本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されたため、本株式併合の効力が発生することにより、会社法第182条第2項の規定に基づき、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

(2)本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されたため、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条(自己株式の取得)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3)本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されたため、本株式併合の効力が発生することにより、当社の発行済株式総数は28株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株主の権利制限)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(4)当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第11条(基準日)に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されたため、本株式併合の効力が発生することにより、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及びトーマス氏の2名のみとなりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第11条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(5)本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されたため、本株式併合の効力が発生することにより、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及びトーマス氏の2名のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案(株式併合の件)が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年3月25日に効力が発生するものとします。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第4条(条文省略)	第1条～第4条＜現行どおり＞
(発行可能株式総数) 第5条　当会社の発行可能株式総数は8,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第5条　当会社の発行可能株式総数は、28株とする。
(自己株式の取得) 第6条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	＜削除＞
(単元株式数) 第7条　当会社の1単元の株式数は100株とする。	＜削除＞
(単元未満株主の権利制限) 第8条　当会社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	＜削除＞
第9条～第10条(条文省略)	第6条～第7条＜現行どおり＞
(基準日) 第11条　当会社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	＜削除＞
第12条～第13条(条文省略)	第8条～第9条＜現行どおり＞
(電子提供措置等) 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	＜削除＞

現行定款	変更案
第15条～第47条(条文省略)	第10条～第42条＜現行どおり＞
＜新設＞	附則 1. 第5条、第6条、第7条、第8条、第11条及び第14条の改正規定は、2026年3月25日(株式併合の効力発生日)からその効力を生ずる。 2. 本附則は、前項に規定する効力発生日の経過をもって削除する。

3. 定款変更の日程
2026年3月25日(水)(予定)

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野出 唯知
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西田 幸平

＜計算書類等監査＞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告に含まれる「5. 会計監査人の状況」の「(2)報酬等の額」に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

シルバーエッグ・テクノロジー株式会社　監査役会

常勤監査役　田中　守　㊞

社外監査役　橋本　芳則　㊞

社外監査役　津田　和義　㊞